

公立大学法人島根県立大学定款

目次

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 役員等

第1節 役員（第8条―第15条）

第2節 理事会（第15条の2―第15条の5）

第3章 審議機関

第1節 経営委員会（第16条―第19条）

第2節 教育研究評議会（第20条―第23条）

第4章 業務の範囲及びその執行（第24条・第25条）

第5章 資本金等（第26条・第27条）

第6章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、豊かな自然と歴史を持つ島根県における教育研究の拠点として、幅広い教養と高い専門性を備え、北東アジアをはじめとする国際的な視野を持ちつつ地域に貢献し、創造性豊かで実践力のある人材を育成するとともに、地域に知の還元を行うことで、地域社会の活性化及び発展に寄与し、さらに国際社会に貢献することを目指し、大学を設置し、及び管理することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人は、公立大学法人島根県立大学（以下「法人」という。）と称する。

（大学の設置）

第3条 第1条の目的を達成するために法人が設置する大学（以下「県立大学」という。）は、次に掲げるとおりとする。

名 称	所 在 地
島根県立大学	島根県浜田市、出雲市及び松江市
島根県立大学短期大学部	島根県松江市

（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、島根県とする。

（事務所の所在地）

第5条 法人は、事務所を島根県浜田市に置く。

（特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第7条 法人の公告は、島根県報への登載又はインターネットの利用（以下この条において「掲載等」という。）により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により掲載等により公告を行うことができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してこれを行うことができる。

第2章 役員等

第1節 役員

(定数)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事6人以内及び監事2人以内を置く。

(職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、第15条の5各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第15条の2の理事会の議を経なければならない。

3 理事長は、第19条各号又は第23条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、それぞれ第16条第1項の経営委員会又は第20条第1項の教育研究評議会の議を経なければならない。

4 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

5 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

6 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

7 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

8 監事は、法人の業務を監査する。

9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

(理事長の任命等)

第10条 理事長は、法人の申出に基づき、知事が任命する。

2 理事長は、県立大学の学長となるものとする。

3 第1項の申出は、次条第1項に規定する理事長選考会議の選考（第12条第1項に規定する理事長選考代表者会議が置かれた場合にあっては、その選考）に基づき行う。

(理事長選考会議)

第11条 法人に県立大学ごとに理事長選考会議を置き、法人の規程で定める手続により理事長を選考する。

2 県立大学ごとに置かれる理事長選考会議は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 島根県立大学に置かれる理事長選考会議

ア 第16条第1項の経営委員会においてその委員（理事長を除く。）の中から選出された者 4人

イ 第20条第1項の規定により当該県立大学に置かれる教育研究評議会においてその委員（学長を除く。）の中から選出された者 4人

(2) 島根県立大学短期大学部に置かれる理事長選考会議

ア 第16条第1項の経営委員会においてその委員（理事長を除く。）の中から選出された者 3人

イ 第20条第1項の規定により当該県立大学に置かれる教育研究評議会においてその委員（学長を除く。）の中から選出された者 3人

3 理事長選考会議の委員には、法人の役員又は職員以外の者が含まれるようにしなければならない。

- 4 理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 議長は、理事長選考会議を主宰する。
- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、理事長選考会議の議事の手続その他理事長選考会議の運営に関し必要な事項は、法人の規程で定める。

(理事長選考代表者会議)

第12条 前条第1項の規定により県立大学ごとに置かれた理事長選考会議の選考の結果が一致しないときは、理事長選考代表者会議を置き、理事長を選考する。

- 2 理事長選考代表者会議は、理事長選考会議においてその委員の中から選出された委員6人で組織する。
- 3 前項の規定により各理事長選考会議から選出される者の数は、それぞれ3人とする。
- 4 理事長選考代表者会議の委員には、法人の役員又は職員以外の者が含まれるようにしなければならない。
- 5 理事長選考代表者会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 6 議長は、理事長選考代表者会議を主宰する。
- 7 第2項から前項までに定めるもののほか、理事長選考代表者会議の議事の手続その他理事長選考代表者会議の運営に関し必要な事項は、法人の規程で定める。

(理事長以外の役員の任命)

第13条 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

- 2 監事は、知事が任命する。

(役員の任期)

第14条 理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、第11条第1項に規定する理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

- 2 副理事長及び理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし、副理事長及び理事の任期の末日は、当該副理事長及び理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。
- 3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、再任されることができる。

(役員の解任)

第15条 知事又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が法第16条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

- 2 知事又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員を解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反があるとき。
 - (3) 職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員（監事を除く。）に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるとき。
 - (4) その他役員たるに適しないと認めるとき。
- 3 知事は、前項の規定により理事長を解任する場合には、第11条第1項の規定により県立大学ごとに置かれたすべての理事長選考会議の申出により行うものとする。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第15条の2 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招集)

第15条の3 理事会は、理事長が必要と認めたときに招集する。

- 2 理事長は、理事会の構成員（理事長を除く。）の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

(議事)

第15条の4 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第15条の5 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

- (1) 中期目標について知事に対して述べる意見（法第78条第3項に規定する意見をいう。以下同じ。）及び中期計画（法第26条第1項の規定により作成する中期計画をいう。以下同じ。）に関する事項
- (2) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 職員の人事及び評価に関する方針に係る事項
- (6) その他理事会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営委員会

(設置及び構成)

第16条 法人の経営に関する重要事項を審議するため、法人に経営委員会を置く。

- 2 経営委員会は、次に掲げる委員13人以内で組織する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 理事
- (4) 職員のうちから理事長が指名する者
- (5) 法人の役員又は職員以外の者で理事長が任命するもの 4人以上

- 3 前項第4号及び第5号に掲げる委員の任期は、2年とする。

- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 委員は、再任されることができる。

(招集)

第17条 経営委員会は、理事長が必要と認めたときに招集する。

- 2 理事長は、委員（理事長を除く。）の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書

面を付して要求があったときは、速やかに経営委員会を招集しなければならない。

(議事)

第18条 経営委員会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、経営委員会を主宰する。
- 3 経営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 経営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第19条 経営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関する事項
- (2) 中期計画に関する事項のうち、法人の経営に関する事項
- (3) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関する事項
- (4) 職員の人事に関する事項（教員の人事については、定数その他の法人の経営に関するものに限る。）
- (5) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (6) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (7) 法人の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (8) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他法人の経営に関し、理事長が重要と認める事項

第2節 教育研究評議会

(設置及び構成)

第20条 県立大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、法人に県立大学ごとに教育研究評議会を置く。

- 2 教育研究評議会の委員の定数は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 島根県立大学 20人以内
 - (2) 島根県立大学短期大学部 7人以内
- 3 教育研究評議会は、次に掲げる委員により構成する。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 学部、学科その他の重要な組織の長のうちから学長が指名する者
 - (4) 職員のうちから学長が指名する者
 - (5) 法人の役員又は職員以外の者で学長が必要と認める場合において任命するもの
- 4 前項第3号から第5号までに掲げる委員の任期は、2年とする。
- 5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。

(招集)

第21条 教育研究評議会は、学長が必要と認めたときに招集する。

- 2 学長は、委員（学長を除く。）の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、速やかに教育研究評議会を招集しなければならない。

(議事)

第22条 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究評議会を主宰する。

3 教育研究評議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 教育研究評議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第23条 教育研究評議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、教育研究に関する事項

(2) 中期計画に関する事項のうち、教育研究に関する事項

(3) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、教育研究に関する事項

(4) 教員の採用、昇任等教員の人事に関する事項（定数その他の法人の経営に関するものを除く。）

(5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項

(6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項

(7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項

(8) 教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項

(9) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(10) その他県立大学の教育研究に関し、学長が重要と認める事項

第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第24条 法人は、次に掲げる業務を行う。

(1) 大学を設置し、これを運営すること。

(2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。

(3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。

(4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。

(5) 教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第25条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第26条 法人の資本金は、別表第1及び別表第2に掲げる資産をもって島根県が出資する。

2 前項の資本金の額は、出資の日における時価を基準として島根県が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第27条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は島根県に帰属する。

第6章 雑則

(委任)

第28条 法人の運営に関して必要な事項は、この定款に定めるもののほか、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
(最初の理事長の任命の特例等)
- 2 法人の設立後最初の理事長は、第10条第1項の規定にかかわらず、法人の申出に基づくことを要しないで知事が任命する。
- 3 法人の設立後最初の理事長の任期は、附則第9項の規定により読み替えられる第14条第1項の規定にかかわらず、2年とする。
(旧大学の設置等)
- 4 法人は、第3条の規定にかかわらず、法人の成立の日前において島根県立短期大学条例及び島根県立大学条例を廃止する条例（平成18年島根県条例第49号）による廃止前の島根県立短期大学条例（昭和39年島根県条例第1号）第2条に規定する島根県立島根女子短期大学及び島根県立看護短期大学に在学する者が当該大学を卒業するために必要であった教育課程の履修を行うことができるようにするため、島根県立島根女子短期大学及び島根県立看護短期大学（以下これらを「旧大学」という。）を設置する。
- 5 旧大学は、前項に規定する者が旧大学に在学しなくなる日において、廃止する。
- 6 理事長は、旧大学の学長となるものとする。
- 7 第11条第1項に規定するもののほか、法人に旧大学ごとに理事長選考会議を置き、同条第1項から第6項までの規定は、この理事長選考会議について準用する。この場合において、同条第1項中「県立大学」とあるのは「旧大学」と、同条第2項中「県立大学」とあるのは「旧大学」と、「第20条第1項の規定により当該県立大学」とあるのは「附則第8項の規定により当該旧大学」と読み替えるものとする。
- 8 第20条第1項に規定するもののほか、旧大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、法人に旧大学ごとに教育研究評議会を置き、第20条第2項から第5項まで及び第21条から第23条までの規定は、この教育研究評議会について準用する。この場合において、第23条第10号中「県立大学」とあるのは、「旧大学」と読み替えるものとする。
- 9 附則第5項の規定により旧大学が廃止される日までの間において、第9条第2項中「第20条第1項」とあるのは「第20条第1項及び附則第8項」と、第10条第3項中「次条第1項」とあるのは「次条第1項及び附則第7項」と、第12条第1項中「前条第1項の規定により県立大学」とあるのは「前条第1項及び附則第7項の規定により県立大学及び旧大学」と、同条第3項中「それぞれ3人とする。」とあるのは「島根県立大学に置かれた理事長選考会議については3人、島根県立大学短期大学部に置かれた理事長選考会議については1人及び旧大学に置かれた理事長選考会議についてはそれぞれ1人とする。ただし、旧大学のうちいずれか一方の大学が廃止されている場合にあっては、島根県立大学短期大学部に置かれた理事長選考会議については2人及び旧大学に置かれた理事長選考会議については1人とする。」と、第14条第1項中「第11条第1項」とあるのは「第11条第1項及び附則第7項」と、第15条第3項中「第11条第1項の規定により県立大学」とあるのは「第11条第1項及び附則第

7 項の規定により県立大学及び旧大学」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

変更後の公立大学法人島根県立大学定款は、平成25年 1 月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

変更後の公立大学法人島根県立大学定款は、平成28年 6 月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 変更後の公立大学法人島根県立大学定款は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 変更前の公立大学法人島根県立大学定款第 3 条に規定する島根県立大学短期大学部に置かれる健康栄養学科は、同学科に在学する者が在学しなくなる日の属する年度の末日までの間、存続するものとする。

附 則

(施行期日)

変更後の公立大学法人島根県立大学定款は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

変更後の公立大学法人島根県立大学定款は、令和 2 年 6 月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

変更後の公立大学法人島根県立大学定款は、令和 8 年 3 月13日から施行する。

別表第 1 (第26条関係)

資産の 種別	所 在 地	地 目	地 積 (㎡)
土地	浜田市野原町859番6	学校用地	46, 511. 00
土地	浜田市原井町1191番2	学校用地	1, 426. 00
土地	浜田市原井町1508番12	学校用地	1, 212. 00
土地	浜田市原井町1508番13	学校用地	1, 039. 00
土地	浜田市野原町859番11	雑種地	60. 00
土地	浜田市野原町1534番6	雑種地	11, 708. 00
土地	浜田市野原町1538番3	雑種地	2, 780. 00
土地	浜田市野原町1539番2	雑種地	893. 00
土地	浜田市野原町1541番	雑種地	2, 662. 00
土地	浜田市野原町1542番続1	雑種地	87. 00
土地	浜田市野原町1543番続1	雑種地	79. 00
土地	浜田市野原町1544番内1	雑種地	754. 00
土地	浜田市野原町1572番1	雑種地	9, 098. 00

土地	浜田市野原町1785番9	雑種地	9,061.00
土地	浜田市野原町1790番18	雑種地	1,390.00
土地	浜田市野原町2670番5	雑種地	421.00
土地	浜田市野原町2670番6	雑種地	55.00
土地	浜田市野原町2671番2	雑種地	665.00
土地	浜田市野原町2682番2	雑種地	10,792.00
土地	浜田市野原町2682番4	雑種地	168.00
土地	浜田市野原町2682番5	雑種地	920.00
土地	浜田市野原町2683番2	雑種地	1,235.00
土地	浜田市原井町1486番2	雑種地	49.00
土地	浜田市原井町1486番3	雑種地	252.00
土地	浜田市原井町1486番4	雑種地	3.79
土地	浜田市原井町1486番5	雑種地	0.90
土地	浜田市原井町1490番	雑種地	668.00
土地	浜田市原井町1491番	雑種地	1,454.00
土地	浜田市原井町1492番	雑種地	4,440.00
土地	浜田市原井町1492番2	雑種地	460.00
土地	浜田市原井町1496番	雑種地	39.00
土地	浜田市原井町1497番3	雑種地	200.00
土地	浜田市原井町1497番4	雑種地	362.00
土地	浜田市原井町1499番	雑種地	2,332.00
土地	浜田市原井町1499番1	雑種地	212.00
土地	浜田市原井町1501番	雑種地	2,417.00
土地	浜田市原井町1504番3	雑種地	1,762.00
土地	浜田市原井町1504番4	雑種地	73.00
土地	浜田市原井町1508番14	雑種地	51.00
土地	浜田市原井町2914番	雑種地	174.00
土地	浜田市原井町2915番1	雑種地	910.00
土地	浜田市原井町2916番	雑種地	143.00
土地	浜田市原井町2921番2	雑種地	376.00
土地	浜田市原井町2997番	雑種地	164.00
土地	浜田市原井町2999番	雑種地	180.00
土地	浜田市野原町1534番11	雑種地	28.00
土地	浜田市野原町1534番12	雑種地	299.00
土地	浜田市野原町1534番13	雑種地	50.00
土地	浜田市野原町1538番4	雑種地	91.00
土地	浜田市野原町1538番5	雑種地	52.00
土地	浜田市野原町1542番6	雑種地	145.00
土地	浜田市野原町1544番2	雑種地	26.00

土地	浜田市野原町1570番4	雑種地	20,149.00
土地	浜田市野原町1570番5	雑種地	79.00
土地	浜田市野原町1570番6	雑種地	194.00
土地	浜田市野原町1572番4	雑種地	93.00
土地	浜田市野原町1572番5	雑種地	227.00
土地	浜田市野原町1579番1	雑種地	1,154.00
土地	浜田市野原町1579番3	雑種地	10,807.00
土地	浜田市野原町1579番4	雑種地	104.00
土地	浜田市野原町1579番5	雑種地	134.00
土地	浜田市野原町1588番3	雑種地	9,128.00
土地	浜田市野原町1588番5	雑種地	69.00
土地	浜田市野原町1588番6	雑種地	47.00
土地	浜田市野原町1588番7	雑種地	225.00
土地	浜田市野原町1599番2	雑種地	286.00
土地	浜田市野原町1601番2	雑種地	1,044.00
土地	浜田市野原町1785番10	雑種地	29.00
土地	浜田市野原町2669番3	雑種地	6.47
土地	浜田市野原町2669番4	雑種地	1,369.00
土地	浜田市野原町2671番4	雑種地	58.00
土地	浜田市野原町2682番7	雑種地	51.00
土地	浜田市野原町2682番8	雑種地	200.00
土地	浜田市野原町2683番8	雑種地	104.00
土地	浜田市野原町2689番2	雑種地	19.00
土地	浜田市野原町2690番4	雑種地	5.11
土地	浜田市野原町2690番5	雑種地	70.00
土地	浜田市原井町1483番3	雑種地	62.00
土地	浜田市原井町1485番2	雑種地	70.00
土地	浜田市原井町1486番7	雑種地	25.00
土地	浜田市原井町1487番3	雑種地	38.00
土地	浜田市原井町1487番4	雑種地	24.00
土地	浜田市原井町1491番3	雑種地	112.00
土地	浜田市原井町1492番3	雑種地	94.00
土地	浜田市原井町1495番4	雑種地	70.00
土地	浜田市原井町1495番5	雑種地	9.89
土地	浜田市原井町1495番6	雑種地	70.00
土地	浜田市原井町1497番5	雑種地	39.00
土地	浜田市原井町1501番1	雑種地	31.00
土地	浜田市原井町1504番5	雑種地	252.00
土地	浜田市原井町2922番	雑種地	414.00

土地	浜田市原井町3011番	雑種地	210.00
土地	浜田市三階町2325番10	雑種地	10.00
土地	浜田市野原町2433番2	学校用地	1,688.00
土地	浜田市野原町1527番4	学校用地	414.00
土地	浜田市野原町1529番4	学校用地	14,226.00
土地	浜田市野原町1529番8	学校用地	125.00
土地	浜田市原井町1522番2	学校用地	6,399.00
土地	浜田市原井町2910番4	学校用地	0.96
土地	浜田市黒川町245番	宅地	970.67
土地	浜田市竹迫町1777番8	宅地	256.23
土地	浜田市竹迫町1777番9	宅地	252.07
土地	浜田市竹迫町1777番10	宅地	250.43
土地	浜田市竹迫町1777番12	宅地	261.76
土地	浜田市竹迫町1777番13	宅地	264.67
土地	浜田市竹迫町1777番14	宅地	258.95
土地	浜田市竹迫町1777番6	宅地	1,411.63
土地	浜田市野原町858番3	宅地	100.07
土地	浜田市原井町1855番5	宅地	2,244.24
土地	浜田市原井町1833番4	宅地	3.54
土地	浜田市原井町1858番6	宅地	4.70
土地	浜田市原井町1855番6	宅地	70.48
土地	浜田市原井町1833番3	宅地	2,831.92
土地	浜田市原井町1834番5	宅地	38.00
土地	浜田市原井町1834番7	宅地	13.95
土地	浜田市原井町1858番8	宅地	17.65
土地	松江市浜乃木七丁目24番1	学校用地	9,829.00
土地	松江市浜乃木七丁目24番2	学校用地	11,687.00
土地	松江市浜乃木七丁目24番3	学校用地	4,984.00
土地	松江市浜乃木七丁目24番4	学校用地	7,828.00
土地	松江市浜乃木七丁目24番5	学校用地	11,112.00
土地	松江市浜乃木七丁目24番6	学校用地	2,163.00
土地	松江市浜乃木七丁目24番7	学校用地	813.00
土地	出雲市西林木町151番	学校用地	38,683.00
土地	出雲市西林木町153番5	学校用地	2,211.00
土地	出雲市西林木町205番1	田	2,852.07
土地	出雲市西林木町205番3	田	798.75
土地	出雲市西林木町205番4	田	539.09
土地	出雲市西林木町205番5	田	402.62
土地	出雲市西林木町205番6	田	90.72

土地	出雲市西林木町206番1	田	1,702.88
土地	出雲市大塚町1124番5	宅地	540.00
土地	出雲市武志町698番3	学校用地	0.23
土地	出雲市武志町699番2	学校用地	87.00
土地	出雲市武志町697番3	学校用地	4,158.00
土地	出雲市小山町648番3	宅地	2,028.63

別表第2（第26条関係）

資産の 種別	所 在 地	名 称	構 造	延床面積 (㎡)
建物	浜田市野原町 2433番地2、859 番地1、859番地 6、1529番地4、 1529番地8、1534 番地6、1538番 地3、1538番地4、 1541番地、1570 番地4、1570番 地6、1572番地1、 1572番地5、1785 番地9、2669番地 4、2671番地2、 2671番地4 浜田市原井町 1508番地13、 1522番地2、2997 番地、2999番地	管理棟	鉄筋コンクリート造 瓦葺陸屋根 2 階建	2,131.60
		講義棟	鉄筋コンクリート造 瓦葺陸屋根 3 階建	2,634.62
		講義・研究棟	鉄筋コンクリート造 瓦葺陸屋根 3 階建	7,765.13
		学生会館	鉄骨造亜鉛メッキ鋼 板葺 2 階建	1,463.61
		文化系クラブハウス	鉄筋コンクリート造 陸屋根 2 階建	701.85
		講堂	鉄骨鉄筋コンクリー ト造アルミニウム 板葺陸屋根 2 階建	1,983.16
		メディアセンター	鉄筋コンクリート鉄 骨造陸屋根 2 階建	4,819.45
		交流センター	鉄筋コンクリート造 瓦葺陸屋根 3 階建	1,992.58
		北東アジア地域研究セ ンター	鉄筋コンクリート造 瓦葺陸屋根 2 階建	1,942.02
		車庫 1	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	59.49
		車庫 2	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	40.29
		エネルギーセンター	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	479.13
		便所・器具庫 1	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	40.00
		体育館	鉄筋コンクリート鉄 骨造陸屋根ステンレ ス鋼板葺平家建	2,788.94

		体育系クラブハウス 1	コンクリートブロック造陸屋根平家建	172.22
		便所・器具庫 2	コンクリートブロック造陸屋根平家建	99.49
		体育系クラブハウス 2	コンクリートブロック造陸屋根平家建	344.45
		便所・器具庫 3	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	40.00
		ゴルフ練習場	鉄骨造ステンレス鋼板葺平家建	134.62
		駐輪場 1	鉄筋コンクリート鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	136.00
		駐輪場 2	鉄筋コンクリート鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	68.00
		駐輪場 3	鉄筋コンクリート鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	50.00
		駐輪場 4	鉄筋コンクリート鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	50.00
		駐輪場 5	鉄筋コンクリート鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	74.00
		駐輪場 6	鉄筋コンクリート鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	74.00
		弓道場	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	30.77
建物	浜田市野原町 2682番地2、2682番地5 浜田市原井町 1486番地3、1490番地、1491番地、1491番地3	学生寮	鉄筋コンクリート造瓦葺渡廊下付 3 階建	4,819.83
		学生寮倉庫 1	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	57.60
		学生寮倉庫 2	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	57.60
		学生寮ポンプ室	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	66.00

		学生寮駐輪場 1	鉄筋コンクリート造 ステンレス鋼板葺平 家建	62.00
		学生寮駐輪場 2	鉄筋コンクリート造 ステンレス鋼板葺平 家建	62.00
		学生寮倉庫 3	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	25.60
		学生寮ゴミ置場	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	13.60
建物	浜田市原井町 1833番地3、1858 番地8	国際交流会館	鉄筋コンクリート造 瓦葺 3 階建	1,703.22
		国際交流会館電気室	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	34.00
建物	浜田市原井町 1855番地5	野原第 1 教職員宿舎 A 棟	鉄筋コンクリート造 瓦葺 2 階建	402.28
		野原第 1 教職員宿舎物 置 1	鉄筋コンクリートブ ロック造瓦葺平家建	15.75
建物	浜田市原井町 1855番地5	野原第 1 教職員宿舎 B 棟	鉄筋コンクリート造 瓦葺 2 階建	214.90
		野原第 1 教職員宿舎物 置 2	鉄筋コンクリートブ ロック造瓦葺平家建	10.50
建物	浜田市原井町 1855番地5	野原第 1 教職員宿舎 C 棟	鉄筋コンクリート造 瓦葺 2 階建	214.90
		野原第 1 教職員宿舎駐 輪場	鉄筋コンクリート造 瓦葺平家建	14.00
建物	浜田市野原町 1572番地1	野原第 2 教職員宿舎 A 棟	鉄筋コンクリート造 瓦葺 2 階建	430.06
		野原第 2 教職員宿舎物 置 1	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	6.00
		野原第 2 教職員宿舎物 置 3	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	12.00
建物	浜田市野原町 1572番地1、1579 番地3、1579番 地5、1572番地5	野原第 2 教職員宿舎 B 棟	鉄筋コンクリート造 瓦葺 2 階建	430.06
		野原第 2 教職員宿舎物 置 2	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	6.00

建物	浜田市野原町 2682番地2	野原第3教職員宿舎	鉄筋コンクリート造 瓦葺4階建	657.52
		野原第3教職員宿舎物置・ポンプ室・駐輪場	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	34.00
建物	浜田市竹迫町 1777番地6	竹迫教職員宿舎A棟	鉄筋コンクリート造 瓦葺3階建	993.30
		竹迫教職員宿舎物置・ポンプ室・駐輪場	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	49.80
		竹迫教職員宿舎物置	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	18.00
建物	浜田市竹迫町 1777番地8、1777 番地9	竹迫教職員宿舎B棟	鉄筋コンクリート造 瓦葺2階建	214.90
		竹迫教職員宿舎物置1	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	6.00
建物	浜田市竹迫町 1777番地12、 1777番地9、1777 番地10	竹迫教職員宿舎C棟	鉄筋コンクリート造 瓦葺2階建	214.90
		竹迫教職員宿舎物置2	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	6.00
建物	浜田市竹迫町 1777番地14、 1777番地13	竹迫教職員宿舎D棟	鉄筋コンクリート造 瓦葺2階建	214.90
		竹迫教職員宿舎物置3	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	6.00
建物	浜田市黒川町 245番地	黒川教職員宿舎A棟	鉄筋コンクリート造 瓦葺2階建	370.80
		黒川教職員宿舎物置	コンクリートブロッ ク造瓦葺平家建	15.00
		黒川教職員宿舎駐輪場	鉄筋コンクリート造 瓦葺平家建	15.00
建物	浜田市黒川町 245番地	黒川教職員宿舎B棟	鉄筋コンクリート造 瓦葺2階建	185.40
建物	浜田市黒川町 195番地1	学長宿舎	木造瓦葺平家建	149.98
		学長宿舎倉庫	木造瓦葺平家建	6.00
建物	松江市浜乃木七 丁目 24番地2、 24番地1、24番 地4、24番地5、 24番地6、24番	管理棟	鉄筋コンクリート造 瓦葺2階建	940.71
		大学会館棟	鉄筋コンクリート造 陸屋根地下1階付2 階建	2,135.51

	地3	図書館棟	鉄筋コンクリート造 瓦葺平家建	1,685.17
		大講義室	鉄筋コンクリート造 アルミ板葺地下1階 付平家建	816.09
		1号館	鉄筋コンクリート造 瓦葺3階建	1,441.52
		2号館	鉄筋コンクリート造 瓦葺4階建	4,691.92
		音楽棟	鉄筋コンクリート造 スレート葺平家建	453.74
		車庫	鉄筋コンクリート造 コンクリート屋根平 家建	44.81
		サークル室1 (平成29年12月22日除却)	軽量鉄骨造亜鉛メッ キ鋼板葺平家建	74.91
		サークル室2 (平成29年12月22日除却)	軽量鉄骨造亜鉛メッ キ鋼板葺平家建	74.91
		体育館	鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ鋼板葺3 階建	3,489.07
		部活室	軽量鉄骨造亜鉛メッ キ鋼板葺平家建	50.93
		学生寮	鉄筋コンクリート造 瓦葺4階建	1,069.70
		倉庫	コンクリートブロッ ク造陸屋根平家建	12.00
建物	松江市浜乃木七 丁目 24番地5、 24番地1、24番 地6	3号館	鉄筋コンクリート造 陸屋根4階建	3,642.79
建物	出雲市西林木町 151番地、153番 地5	1号館・2号館	鉄筋コンクリート造 陸屋根地下1階付3 階建	8,337.53
		4号館・体育館	鉄筋コンクリート造 陸屋根ステンレス鋼 板葺2階建	2,021.47

		駐輪場 1	鉄骨造鋼板葺平家建	92.47
		駐輪場 2	鉄骨造鋼板葺平家建	77.00
		プロパンボンベ庫	鉄骨造スレート葺平家建	42.16
		ゴミ置場	鉄骨造鋼板葺平家建	10.22
		車庫	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	51.55
		作法室	木造瓦葺平家建	60.28
		ポンプ庫	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	13.99
		サークル室・倉庫	木造瓦葺平家建	48.60
		5号館	鉄筋コンクリート造 合金メッキ鋼板葺 陸屋根3階建	5,202.34
建物	出雲市武志町 697番地3	学生寮	鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建	2,318.90
		学生寮駐輪場・ポンプ 庫・ゴミ置場	鉄骨造鋼板葺平家建	38.88
		学生寮倉庫 1	コンクリートブロッ ク造スレート葺平家 建	44.51
		学生寮倉庫 2	コンクリートブロッ ク造スレート葺平家 建	32.48
		学生寮倉庫 3	コンクリートブロッ ク造スレート葺平家 建	17.44
		学生寮プロパンボンベ 庫	コンクリートブロッ ク造スレート葺平家 建	11.61
建物	出雲市小山町 648番地3	小山町教職員宿舎 A 棟	鉄筋コンクリート造 瓦葺 2 階建	390.28
		小山町教職員宿舎物置 ・駐輪場	鉄筋コンクリート造 瓦葺平家建	17.00

		小山町教職員宿舎プロ パンボンベ庫・機械室	鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ鋼板葺平 家建	12.00
建物	出雲市小山町 648番地3	小山町教職員宿舎B棟	鉄筋コンクリート造 瓦葺2階建	390.28
		小山町教職員宿舎物置 ・駐輪場	鉄筋コンクリート造 瓦葺平家建	17.00
建物	出雲市小山町 648番地3	小山町教職員宿舎C棟	鉄筋コンクリート造 瓦葺2階建	200.22
		小山町教職員宿舎物置 ・駐輪場	鉄筋コンクリート造 瓦葺平家建	9.00
建物	出雲市大塚町 1124番地5	ゲストハウス	木造瓦葺平家建	154.50
		ゲストハウス車庫・倉 庫	木造亜鉛メッキ鋼板 葺平家建	21.60